

松江市の下水道マンホール蓋デザインに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松江市の公共下水道（汚水及び雨水）並びに集落排水施設等で使用しているマンホール蓋のデザイン（以下「デザイン」という。）について、使用する際の取扱いに関し必要な事項を定め、もってデザインの適正な活用を図り、本市の下水道に対する理解と関心を高めることを目的とする。

(デザインの定義)

第2条 この要綱の対象となるデザインは、別図のとおりとする。

(デザインに関する権利)

第3条 デザインに関する一切の著作権及び著作者人格権は、松江市（以下「市」という。）に帰属する。

(使用の許可申請)

第4条 デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ松江市下水道マンホール蓋デザイン使用承認申請書（第1号様式）に、必要な書類を添えて松江市下水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が主体となって使用するとき
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第5款に規定する著作権の制限規定に基づき使用するとき
- (3) その他事業管理者が特に必要と認めたとき

2 事業管理者は、前項の規定により使用承認申請があったときは、その内容が下水道事業への理解促進等、市の施策に対する貢献となるか否かを審査の上、使用の適否を決定し、松江市下水道マンホール蓋デザイン使用（変更）承認通知書（第2号様式）又は松江市下水道マンホール蓋デザイン使用（変更）不承認通知書（第3号様式）を申請者に交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、事業管理者は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認しないものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反するおそれがあるとき
- (2) 市の権利を侵害し、又は品位を傷つけるおそれがあるとき
- (3) 特定の個人・法人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているように

誤解させるおそれがあるとき

- (4) 不当な目的又は利益のためにデザインを利用するおそれがあるとき
- (5) デザインを自己の商標、意匠等として独占排他的に使用するおそれがあるとき
- (6) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障を来すおそれがあるとき
- (7) その他事業管理者が使用について不相当と認めたとき

4 事業管理者は、デザインの使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用期間)

第5条 デザインの使用承認に係る期間は、1回の申請につき3年以内とし、前条の使用承認の際、事業管理者が定めるものとする。ただし、使用期間を定めることが困難な場合には、使用期間に代わる条件を付することができる。

2 前項の期間満了後において、引き続きデザインを使用しようとするときは、改めて申請を行い、承認を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、承認を受けた事項を変更しない限り、当該使用期間内に製作した制作物の在庫がなくなるまでデザインを使用することができる。

(使用料)

第6条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 デザインの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第4条第3項第1号ないし第6号に該当する行為をしないこと
- (2) 使用承認された目的及び態様にのみデザインを使用すること
- (3) 第2条で定められたデザインを正しく使用し、デザインの形状及び配色等の変更をしないこと
- (4) 使用承認に係る地位の全部又は一部を名目の如何を問わず第三者に譲渡し又は利用許諾しないこと
- (5) デザインのイメージを損なう使用をしないこと

(製作物の提出)

第8条 使用者は、デザインを使用して作成した製作物を、その公表に先立って事業管理者に提出しなければならない。ただし、作成した製作物の提出が困難であるときは、その形状

等を把握することができる写真等の提出をもって、製作物の提出に代えることができる。

(使用内容の変更)

第9条 使用者は、承認を受けたデザインの使用内容を変更しようとする場合は、あらかじめ松江市下水道マンホール蓋デザイン使用変更申請書(第4号様式)に必要な書類を添えて事業管理者に提出しなければならない。

2 事業管理者は、前項の申請に基づき変更の適否を決定し、松江市下水道マンホール蓋デザイン使用(変更)承認通知書(第2号様式)又は松江市下水道マンホール蓋デザイン使用(変更)不承認通知書(第3号様式)を使用者に交付するものとする。

3 前項の変更承認の基準については、第4条の規定を準用する。

(使用承認の取消し)

第10条 事業管理者は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認(前条の変更承認をしたときは、変更後の使用承認)を取り消すものとする。

(1) 第4条第3項各号のいずれかに該当する事由が判明したとき

(2) 第7条各号に規定する遵守事項に違反していると認められるとき

(3) 偽りその他不正な手段により承認を受けたと認められるとき

2 事業管理者は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、松江市下水道マンホール蓋デザイン使用承認取消通知書(第5号様式)により使用者に通知するものとする。

3 前項の規定による取消後において、使用者は取り消された承認に係る製作物をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 事業管理者は、承認を取り消された使用者に対してデザインを使用した製作物の回収を求めることができる。

(使用実績の報告)

第11条 使用者は、デザインの使用期間満了後速やかに松江市下水道マンホール蓋デザイン使用実績報告書(第6号様式)を事業管理者に提出しなければならない。

(損害賠償等)

第12条 デザイン使用の承認、不承認、及び承認の取消しによって申請者及び使用者に損害が生じた場合であっても、市は一切の責任を負わない。

2 使用者は、デザインを使用した製作物の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、自己の責任において解決するものとし、市は一切の責任及び負担を負わないものとする。

3 使用者は、デザインの使用について申請者と第三者との間に争訟、苦情等が生じたときは、速やかに事業管理者に報告し、すべて使用者の責任と負担において、その紛争の処理及び解決を図るものとする。

4 使用者は、デザインの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えたときは、これによって生じた損害を市に賠償するものとする。

(権利設定の禁止等)

第 13 条 使用者は、デザインについて意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定または登録をしてはならない。

2 この要綱によるデザインの使用の許可は、使用者が独占的にデザインを使用する権利を与えるものではない。

3 この要綱によるデザインの使用の許可は、使用者または作成された製作物等について市が推奨又は保証するものではない。

(第三者に対する許可)

第 14 条 事業管理者は、使用者に係る作成した製作物と同一または類似の製作物等について使用者以外の者から松江市下水道マンホール蓋デザイン使用許可申込書の提出があったときは、当該申込に対して承認をすることができる。この場合において、使用者は当該承認について異議を申し出ることにはできない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、事業管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 1 2 月 1 5 日から施行する。

別図（第2条関係）

40周年記念デザイン カラー	40周年記念デザイン 白黒	塩見縄手デザイン カラー
		
塩見縄手デザイン 白黒	朝日ヶ丘デザイン カラー	朝日ヶ丘デザイン 白黒
		
美保関町笠浦デザイン カラー	美保関町笠浦デザイン 白黒	美保関町千酌デザイン カラー
		
美保関町千酌デザイン 白黒	美保関町七類デザイン カラー	美保関町七類デザイン 白黒
		

美保関町万原デザイン カラー	美保関町万原デザイン 白黒	美保関町森山デザイン カラー
		
美保関町森山デザイン 白黒	美保関町美保関デザイン カラー	美保関町美保関デザイン 白黒
		
八雲町デザイン カラー	八雲町デザイン 白黒	玉湯町まがたまデザイン カラー
		
玉湯町まがたまデザイン 白黒	玉湯町竪穴式住居デザイン カラー	玉湯町竪穴式住居デザイン 白黒
		

宍道町デザイン カラー	宍道町デザイン 白黒	東出雲町デザイン カラー
		
東出雲町デザイン 白黒	旧東出雲町デザイン カラー	旧東出雲町デザイン 白黒
	<p>旧町章 ver</p> 	<p>旧町章 ver</p> 
農業集落排水デザイン カラー1	農業集落排水デザイン カラー2	農業集落排水デザイン 白黒
		
漁業集落排水デザイン	雨水デザイン カラー	雨水デザイン 白黒
		

年 月 日

松江市上下水道事業管理者 様

申請者 住所

氏名

松江市下水道マンホール蓋デザイン使用承認申請書

松江市の下水道マンホール蓋デザインを使用したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、使用にあたっては、松江市の下水道マンホール蓋デザイン使用に関する要綱を遵守します。

申 込 内 容	1	使用デザイン		
	2	使用目的		
	3	使用形態 (寸法・形状など)		
	4	販売の有無	有 [販売価格 <small>税込</small> 円/個] ・ 無 <small>税別</small>	
	5	製作数量		
	6	使用期間 (3年以内)	年 月 日 ~ 年 月 日	
	7	連絡先	ふりがな 担当者名	
		電話番号		
		メール		
添 付 書 類	※ デザイン使用形態が分かる仕様書、企画書等の資料を添付すること。			

松 水 第 号
年 月 日

様

松江市上下水道事業管理者
上下水道局長 ○○ ○○ 印

松江市下水道マンホール蓋デザイン使用承認通知書

年 月 日 付で申請のありましたマンホール蓋デザイン使用については、
以下の条件を付し承認します。

使 用 承 認 条 件	
----------------------------	--

松 水 第 号
年 月 日

様

松江市上下水道事業管理者
上下水道局長 ○○ ○○ 印

松江市下水道マンホール蓋デザイン使用不承認通知書

年 月 日 付で申請のありましたマンホール蓋デザイン使用については、
以下の理由により承認しません。

理 由	
--------	--

年 月 日

松江市上下水道事業管理者 様

申請者 住所

氏名

松江市下水道マンホール蓋デザイン使用変更申請書

年 月 日付け松水 第 号で承認された松江市下水道マンホール蓋デザインの使用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

変更する事項		変更前	変更後
1	使用デザイン		
2	使用形態 (寸法・形状など)		
3	使用数量		
4	その他		
5	連絡先	ふりがな 担当者名	
		電話番号	
		メール	
添付書類	1. 変更する内容がわかる見本 2. その他、変更に関する書類		

松 水 第 号
年 月 日

様

松江市上下水道事業管理者
上下水道局長 ○○ ○○ 印

松江市下水道マンホール蓋デザイン使用承認取消通知書

年 月 日 付け松水 第 号で承認したマンホール蓋デザイン使用に
ついては、以下の理由により承認を取り消します。

理 由	
--------	--

年 月 日

松江市上下水道事業管理者 様

使用者 住所

氏名

松江市下水道マンホール蓋デザイン使用実績報告書

年 月 日付け松水 第 号で承認された松江市下水道マンホール蓋デザインの使用について、次のとおり使用実績を報告します。

1	使用デザイン	
2	使用形態 (寸法・形状など)	
3	製作数量	
4	配布・販売数量	
5	在庫数量 (期間満了時)	
添付書類	1. 配布等の状況写真や掲載HP等の資料 2. その他、使用したことがわかる書類	